

農外資本による農業参入は、農地制度の「規制緩和」により進んできた。農地制度は戦後の農地改革を経て形成された自作農体制維持の仕組みである。近年のその改定は、新自由主義的行動原理により戦後体制全体を規制と捉え、その緩和を図る動きの「農業版」である。

とはいっても戦後自作農体制の変更は、二つの側面で行われてきた。第一には、農地市場を一般不動産市場と隔離し、不在地主の発生を阻止するというシステムの変更である。農地法が都市

計画法の下位におかれただけでなく、農業振興地域の外に市街化調整区域が設けられ、農地そのものが縮小されたのである。ドイツなどと異なり、国土計画を持たない欠陥が露呈したのである。同じドイツではベルリンに巨大なクラインガルテン（市民農園）が存在し、都市市民と農業の絆が形成されている。

農地への市街地の侵入は、宅地などの価格に連動して農地価格が高騰する現象を引き起こし、市民の農家批判を招いた。また、農地の相続条件が緩和され、後継

者が不在農家の相続により零細不在地主群が誕生した。その延長線上に、名無しの土地が発生するに及んでいる。

第一には、自作農主義を修正し、借地

企業の農業参入と 農地制度の変化

み 覗察

一般社団法人 北海道地域農業研究所
所長 坂下明彦

この二つの自作農体制の修正に関わるものとして農外企業の農業参入を位置付けることができる。第一の農地取得のバリアは、すでに農地の浸食として破られ

業経営への主体の一つとして農業生産法人が位置付けられた。現在では集落営農とともに、農業生産法人が政策対象の中心となすようになっている。

ており、一九七〇年代の列島改造論の跋

扈とともに雑種地と隣接する農地が投機対象とされたことは記憶に残る。資本参入に対する拒否感はこうした経験を一つの根拠としている。

一連の農外資本の農業参入は、農業生産法人（一九一六年からは農地所有適格化法人）への出資の形で、一九九二年、一〇〇〇年の農地法改正で実現された。そして、特区制度から始まった農地リース事業は、農地所有を規制する代わりに直営による参入を許すものまでに強化されている。前者の農業生産法人への資本参入は、一九七〇年代から大手畜産資本のインテグレーションの形態で広範に行われている。その撤退をめぐって地元の農業委員会や自治体が農地処分に翻弄されたケースも見受けられる。これもまた、農外資本参入の苦い記憶である。以上の歴史経過が、農外資本の参入に疑いの目を持たせる根拠となっている。こうした強い抵抗もあつてか、直接参入はリース放棄地化が目前の地域においては、農外

までに限られている。

第一二が、農業生産の主体として農外資本を受け入れることである。ただし、新しいのは土地利用型の農業についてである。加工型畜産（ブロイラー・採卵養鶏・養豚など）では、農家系譜の企業経営も一定数存在するが、資本参入はすでに一般的となっている。直接的な資本参入による企業経営や飼料会社によるインテグレーションの形態である。加工型畜産での資本参入は農地所有の壁が小さく、しかも農業生産法人を実質的に継承する形で展開してきた。植物工場がこれに続こうとしている。

農業の担い手は、後継者不在と高齢農家の増加により弱体化しているのは事実である。若年層を中心とした新規参入は増加傾向にあるとはいゝ、農家数の再生産には満たない水準にある。しかも、それは偏在しており、農地の需給バランスが壊れている。不在地主地が多く、耕作放棄地化が目前の地域においては、農外

企業を呼び込む自治体も少なくないのが実態である。

また、食品関連企業が続々と農場経営を開始し、フレッシュな農産物を食卓へというキヤッチコピーが消費者の心を捕まえる局面もあった。しかし今や、元プロミスの神内ファーム、ドールジャパン、ワタミフーズなど、一時はマスコミを賑わした企業の撤退が相次いでいる。企業参入数のみを行政が発表するのにはそれなりの意図を感じるが、撤退を含めてその動向を改めてといえなおす時期に来てゐると考えられる（注2）。

（注1）坂下明彦・北海道地域農業研究所編

『内地からみた北海道の農業と農協』
筑波書房、一〇一三、あとがき参照。

（注2）近年の動向については、中山忠彦・正木卓・長尾正克・坂下明彦「北海道における一般企業の農業参入経過とその意義」『フロンティア農業経済研究』一〇一三、掲載予定、を参照。